議事録

1. 実施概要

場所那覇	16年11月5日(火) 14:00~16:15 i市役所本庁舎 5階庁議室
新垣	市役所本庁舎 5 階庁議室
	試數委員(会長)、玉城直美委員(副会長)、 聖子委員、竹葉梓委員、高倉直久委員、平良亮太委員、宮城里沙委員、宮良 子委員 (委員8名中8名参加)
事終局 ・・・・・	獨市 総務部平和交流・男女参画課】 部長、照屋課長、與那覇副参事、大木、森芳
傍聴なし	
内容 2 3	会長、副会長選出 諮問書の手交 報告 令和5年度第4次那覇市男女共同参画計画進捗状況について 諮問 那覇市性の多様性を尊重する条例(仮称)について
資料	1 第4次那覇市男女共同参画計画令和5年度進捗状況 2 審議会等一覧(令和5年4月1日時点) 3 那覇市性の多様性を尊重する条例制定について(概要) 4 中核市の類似条例 5 R5年度那覇市民意識調査(抜粋) 6 条例制定のスケジュール 7 横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例 いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例

2. 審議状況

1 会長、副会長選出

発言者	発言内容
事務局	それでは、これより議事にうつります。 参画会議規則第 5 条に基づき、委員の皆さまの互選により、会長及び副会長を
	選出することとなっておりますが、委員の皆さまからご承認いただけるようでしたら、事務局より推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

事務局	(異議なしを確認) それでは、事務局よりご提案します。会長には新垣委員、副会長には玉城委員に お願いしたいと考えておりますが、委員の皆さまいかがでしょうか。もし、よろ しければ拍手でご承認ください。
事務局	では、事務局からの提案のとおり、第17期の会長に新垣委員、副会長は玉城委員ということに決定したいと思います。

2 諮問書手交

発言者	発言内容
事務局	それでは、ここで、新垣会長へ諮問書を交付させていただきます。 市長の代理として、島袋総務部長から諮問をさせていただきます。
島袋部長	那覇市男女共同参画会議規則第 2 条の規定に基づき、下記の事項について、貴会議の意見を求めます。 諮問事項 那覇市性の多様性を尊重する条例(仮称)の制定及び課題について審議を求める。 よろしくお願いいたします。
新垣会長	ただいま、市長より諮問書をいただきました。 性の多様性を尊重する条例の制定について審議して、市長に答申することにな りますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

3 報告

発言者	発言内容
新垣会長	では最初に、本会議の公開についてお諮りしたいと思います。事務局より、審議会の公開について説明をお願いします。
事務局	審議会の公開については「那覇市の会議の公開に関する指針」第 4 条の規定により、審議会の長が当該会議に諮って決定することになっております。「同指針」第 3 条では、審議会の会議は公開することを原則としておりますが、同条第 1 号の「那覇市情報公開条例」第 7 条第 1 項に規定する個人情報及び守秘義務が課されている情報に関し審議する場合、又は同条第 2 号の公正、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は、公開しないことができることとなっております。今回は非公開とする規定に該当しないと考えております。
新垣会長	それでは公開と決定してよろしいでしょうか。 異議はないようなので、本審議会は公開といたします。 それでは、次に事務局から「報告 令和 5 年度第 4 次那覇市男女共同参画計画

に係る事業の進捗状況について」説明をお願いします。

事務局 (事務局より 資料1・資料2を説明)

新垣会長 ただいま事務局から、令和 5 年度第 4 次那覇市男女共同参画計画事業進捗状況 についてご説明がありましたが、委員の皆さまからのご質問、ご意見などございますでしょうか。

平良委員 指標 13 那覇市男性職員の育児休業取得率ですが、男性職員が取得している育休 の長さはどれくらいでしょうか。

事務局 人事課によると1か月近く、4週とる方が多いと聞いています。1日でも取得すればここにはカウントされることになるので、4週に満たない職員も含まれています。

平良委員 女性の場合はどれくらい取得するのでしょうか。

事務局 1年が多いかと思います。1年以上取る方もいます。最大で3年まで取得可能となっています。

平良委員 取得期間の「長さ」の目標はあるのでしょうか

事務局 今のところ、「長さ」の目標は設けていません。 国でも 2 週間以上の取得といった期間の目標も出てきていますが、那覇市はまだそういったものを設定していません。

平良委員 ありがとうございます。

玉城副会長

指標 20 番 (市職員の女性管理職の割合) で、令和 6 年度は 20.1% と令和 10 年度目標を達成しているということでしたが、目標の上方修正する可能性はあるのでしょうか。

事務局 達成している状況なので、これから検討していきたいと思います。

昨年度、今の沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課の県民意識調査で調査委員をしました。20代~40代の男性のアンケート回答率が高くておそらく600件くらい集まりました。その解説や分析などをさせてもらいましたが、女性は育休を1年弱くらいとっていて、男性はたった一日でもというところの差は結構大きいと思っています。でも、社会ではまだワークライフバランスが成り立っていない状況で、男性も取得することの大変さというのもアンケート結果から見えてきました。沖縄県では男性育休を取得した方々の経験談をしっかり共有しています。取得期間が短かった人と、1年、2年と最大限取得した男性の中身をみますと、1年以上とっている男性の方がより、女性の(育休を)とっている側の気持ちを理解できています。1週間取得の時は何もわかっていなかったけど、第2子、

第3子の時に取っていく中でほんとうに育休の大変さを理解していくという。 「長さ」をしっかりとっていくことで初めて育休がなりたつのではないかと思います。さらに今後は給与も100%補償されていく社会になっていきますので、 その辺りはリーディング市としては「長さ」というのをしっかりやっていくこと も大事かと思います。何等かの形でいれていくべきかと思います。

あと、人権が尊重される社会づくりのところで、今私も沖縄県のやっている事業で「アンコンシャスバイアス」というのが非常に重要と考えます。色々な施策を作ってきても、やはり最終的なところでの人の意識、無意識の偏見というのがかなり社会の中に根付いているからこそ変わらないというのがあるのかなと思っているので、具体的な方策の中に入れるのか、プログラムに入れるのかわかりませんが、「アンコンシャスバイアス」については、しっかり入れていく方がいいと思います。

指標1「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対して「反対」「どちらかというと反対」する市民の割合で 63.4%になっていますが、内閣府が令和4年度に調査をした結果、20代30代の男性がかなり保守的に、これに対して「賛成」と答えている割合が非常に高かった。本当にこの数字が現実を表しているのかなと思いました。市民調査としたときに、おそらくこうした方が適切だろうといったバイアスが働いていないかと。内閣府の結果をみますと、かなりの割合で20代30代は賛成となっています。50代60代にいくと男性たちの方がやっぱりそれに対しては、そうじゃない社会が良いというところをいっているので、結構、年齢層によって差が出ているのかと思います。内閣府の数字からみても、市の63.4%は高いと感じました。内閣府のアンコンシャスバイアスに関するアンケート結果をぜひ一度ご覧になっていただきたいと思います。

事務局

二つご指摘があったかと思います。 育休だったら一日とればそれで良いのかということは思っていなくて、取得するのはもう当たり前で。その育休の期間や内容といったものは、今後詰めていかないと、もう少し踏み込んだ事は必要かとは思います。

アンコンシャスバイアスについても、本市参画計画の方には目標などにも書かれていないので、2026年には第5次の計画を策定するのがスタートするので、その辺りでアンコンシャスバイアスや育休の質についても反映できたらと考えています。

野崎委員

民間でも、取るだけ育休はダメだよねというのはすでにあります。取得日数が (2週間等) ないのであれば目標は 100%だと思います。ですから、中間見直しで 85%というのは、少し失敗だったのかなと思いました。今後目標値の見直しも検討していただきたいと思います。

気になったのは暴力のない社会づくりのところで、評価指標がひとつだけになっているところです。

なかなか評価指標の設定は難しい分野かとは思いますが、まさにこここそ、評価指標の1番と同じように市民の感覚を問うというのがあってもいいところで、もちろん暴力はダメだという意見の方が100%であるべきで、事情によるといったような選択肢も設けるのかと思いますが。こここそ、市民の意識を問う部分か

と思うので、評価指標を次期計画でも工夫されたらよいかと思います。

事務局

指標については事務局でも課題を感じています。時期計画策定の時には、工夫していきたいと考えています。ありがとうございます。

竹葉委員

いただいた資料審議会一覧の中で、14番の那覇市防災会議が委員39名いらっしゃる中で女性委員は3名だけというのにびっくりしました。こういう、選任のところは、要綱で目標値はかかげつつも担当課にお任せするという形になっているのでしょうか。

事務局

話をすることはあるんですけれども、やはり人材がいないのだという回答をもらうというところです。

竹葉委員

委員の母数が少なくて、女性の委員が少ないというところは難しい現状もある のだろうなと思いますが、災害時というような非日常では差別などといったも のが拡大して出てくる場面だと思います。こういった女性の委員が少ない委員 会に対して、この参画会議や、担当課から意見を伝える事は可能なのでしょう か。

事務局

意見としては、書類として意見を出すことはありますが それで達成したかど うかについては、そこまでは強く言っていません。

母数が多い審議会で、なぜこんなに女性委員が少ないのかといわれれば、確かに と思います。もう少し那覇市として頑張らないといけないところだとは思いま した。

新垣会長

男女比のみならず、性の多様性条例を今後制定するというところで、それにも関わってくる話なので、声をどうやってひろっていくかという防災計画には当然入っていないといけないような事だと思います。今回条例ができれば責務の中で那覇市が守らないといけないひとつのルールができますので、そういうところで、女性、多様性の担保というのが求められていくかと思います。

平良委員

指標3性の多様性に関する取組みに「賛成」「どちらかというと賛成」する市民の割合について 前回のR3の80.6%より下がって、さらに策定当初よりも下がっているというのは何か現時点で理由というか原因というか見えているものがあるのかないのか。もしあれば、どういった背景、仮説があるのかお聞きしたいと思います。

事務局

時期は少しズレているかもしれませんが、「だれでもトイレ」(共用トイレ)の事がニュースになったことがあったかと思います。そこから少し、性の多様性について、否定的ではないが、こういう問題もあるよねといったような意見を、感覚的にはそこを境に多くなったかなという気が個人的にはしています。

髙倉委員

結構メディアに出ていましたね。女性スペースを守ろうというような。

マスコミが取り上げられていた時期もありましたね。

事務機局 | 理解増進法が出てきた年でもあります。

野崎委員 国家公務員の職場のトイレ制限訴訟もありました。

それによって今まであまり気にされていなかった方がネガティブな方向に考え

る事があったかもしれません。

竹葉委員 この調査は2023年の何月に実施されたのでしょうか。

事務局 10月です。

高倉委員 次回はいつ調査でしょうか

事務局 2年に一回になりますので令和7年になります。

髙倉委員 この指標すべて2年に一度ですか?

事務局 指標は毎年進捗を報告しますが、市民意識調査は2年に一回になります。

玉城副会長 分母はどれくらいの調査になりますか。

事務局 市内の 18 歳以上の男女 5000 人対象に送付し、回収率は 27.1%

調査期間は10月20日から11月15日になっています。

玉城副会長 │ ちなみにこの調査は性の多様性のみになっているのでしょうか。

例えば沖縄県の県民意識調査のようなもので、色々とある項目のひとつなのか。

事務局 | そうです。

玉城副会長 (性の多様性に)特化した調査ではないという事ですね。一般市民の世相を表し

た結果になっているという事ですね。

事務局 沢山の設問の中の一つです。

高倉委員 来年は少し良くなる可能性もありますよね。

同性婚の違憲判決とかも出てきているので、意識がちょっと変わってくるかな

と思います。

新垣会長 │他いかがでしょうか。また、ご質問あれば会議の最後にでも聞いていただくので

もよろしいかと思います。次の議題にまいります。

諮問されました、性の多様性を尊重する条例(仮称)の制定についてのお話にな

ります。事務局の方からご説明お願いしたいと思います。

4 諮問 那覇市性の多様性を尊重する条例の制定について

発言者	発言内容
事務局	事務局より資料3~資料8 追加資料 を説明
新垣会長	ありがとうございました。 今回は、条例のあり方についてというのが主なポイントになりますね。 ひとつは理念条例 罰則を設けないということ もうひとつは単独条例 色々なところで男女共同参画条例に入れ込んでいるの もありますが、事務局からの説明もあったように、単独条例とすることで、明確 な市のスタンスと自分たちが守らなければならない責務というのがしっかりと 伝わるというところかと思います。 この二つが大きなポイントになるかと思いますが、皆さまからのご意見・ご質問 等ございますでしょうか。
平良委員	単独条例であることは大事かなと思いました。作ったあとに実際にみてもらう、 それをどう生かしていくのかという時に、特化している方が使いやすいし、分かりやすいと思いました。 理念条例であるという事は、罰則規定を設けると議会を通しづらいとか、反対の声がより大きくなるという事なのかなと理解はしているが。罰則設けた方がいいとは思っていないが、いろんな事情があるのかなと。他の皆さんの意見も聞いてみたいです。
事務局	罰則を設けるよりも、まずは、那覇市はこういうスタンスですよという事を知らせたいという思いです。 罰則があるとどうしてもそこの部分にばかり注目してしまうのでというところです。
新垣会長	他の自治体でも罰則も受けているところで色々とありますから。 理念条例だからといっても責務というのはありますので、そこからどう発展していくのかというのも大切ですよね。 要綱ではなく、条例というものが根拠になりうるものですので、市はこういうことをちゃんと守ってくださいねと強く言えるのは大きなメリットかなと思いますね。
竹葉委員	理念条例ということですが、これから時間をかけて当事者の皆さんの意見を聞いたりだとか、関係部局の横の連携を作りながら時間をかけて作っていこうという事であれば、私は理念条例に留まるのは少しもったいないかなと思います。じゃぁ罰則作ればいいという事ではないんですけれども、後退したと言われる理解増進法が去年できましたので、その中でもあえて条例というものを理念的に作っていくということの意味と実効性確保ができるのだろうかという。もちろん従来の条例の枠組みを塗りなおすというのもひとつ意味はあるのだと思いますが、もう少し具体的に使っていけるものにしないとあまり意味がないなと思います。施策型に切り替えるかどうかは別として、理念型に留まるものを2年

かけて作っていくというのは発想のスタートとして少しもったいないと思いました。

1点質問ですが、行政推進委員会の方で承認を受けてこのような条例で進めていこうということになったという説明でしたが。この条例を理念条例であればよろしいという形で決まった方向性というのに対する、こちらの審議会の意見はどの程度拘束されるものなのでしょうか。行政推進委員会の決定事項と、この参画会議の関係性はどういう風になっていくのでしょうか。

事務局

専門家の皆さんで構成されるこの審議会の意見を聞きながら、最終的にどうするかというのを行政推進委員会で決定していきます。

新垣会長

諮問機関ですので、市が諮問する限りその答申、意見というのは尊重されるべき ものだという事ですね。

条例になることで進む事もあるかと思います。病院だったり住居だったりといったところで、拒否したらじゃあどうなるのかという実用的な部分で気になるということでしょうか。

竹葉委員

そうですね、いわゆる施策型のものであれば行政罰があったりしますけれども、 そこでやっているような懲役だったり過料だったりというのを課すものではなくて、事業者の公表というようなものであればできるのではないかと思います。 枠組みとしてはそれを用意しつつ、実際それを発動するかというかどうかは別 の話ですから。男女共同参画基本法の中でも事業者名の公表がありますけれど もほとんど発動されたことありませんし。実効性の担保のために枠組みとして 作るのもいいのかなと思います。

髙倉委員

条例制定に向けて、制定された場合一般市民の方々が理解が進むというのはよいとして、企業で働く方もすごく多いので、こういう条例があるから、企業もこうしますよというのがあるといいと思います。金秀さんのように、レインボー宣言をするような企業に対しては、那覇市がお墨付きを与えるような。性の多様性に対する考え方を企業が示すことで、優しい会社なんだなと離職防止に繋がったり、求人が集まったりすることもあります。条例を制定して終わりではなくて、企業とのコラボレーション、関わりを増やしていければ良い活用につながっていくのではないかなと思います。

新垣会長

今おっしゃったような意見などは、この審議会の提言の中に入れる事はできる んじゃないかなと思いますね。

髙倉委員

当事者に対しては SOGI ハラの問題もあります。表に出る事によって企業ももっと気を引き締めていかなければならないという抑止にもつながりますし、推進していかなければならないという風になります。経営者がわかっていないと、組織として変わっていけないというのもありますので、SOGI ハラも含めてもリンクさせるような形の方が企業としてもやっていきやすいと思います。そうすることで、やらなければならないという優先順位が上がってくるのかなと思

いました。

野崎委員

例えば国がくるみんとか、えるぼしとかそういう認定をしていますよね、どこの会議だったか忘れましたが、意外とそれを就職活動の時に学生たちが見ているというのが話題になったので、確かに、条例を作って終わりではなくて高倉委員がいったような特典をつけるようなものはあってもいいのかなと思いました。それをすることによって、そのうちそれがみんな当たり前になって、別に認定を受けなくてもみんなそうだよということになれば、それはそれで終わったらいいと思うし、また、ひとつの施策の指標にもなりやすいかなと思います。

新垣会長

他いかがですか

宮城委員

感想にもなりますが、条例を制定してもその条例を知らない方々も多いです。 講演で色々と回っていますが、浦添市は多様性条例の7条に教育に関して、定められています。どの中学校も年に1回多様性の講演を受けるというのがあって、浦添市に呼ばれる事が多くあります。それを子供たちも先生方もわからない方が多いです。浦添市は、市から私へ講師料が出るのですが、他の学校というのは、単独で学校やPTAから私に講師料を出すという状況で、まんべんなく教育が受けられないという状況で、浦添市はとてもいいなと思っています。浦添市はこういう条例があってこういう話が聞けているんだよって伝えると、子どもたちも「浦添市で良かった」、「知らなかった」と言います。先生方も知らない人も多くて。やはり作ったら作ったで、それをうちの市はこういうのをやっているんですよというのを広く知ってもらうという事が大事かなと思うので。ぜひ素敵な条例を皆さんで作って広めていきたいですね。

事務局

自分の頭の中で考えている範囲の話ですが、企業向けにも説明する機会は必要だと考えていますし、くるみんみたいなそういう認定するのもあったらいいと思います。あと、宮城先生みたいに条例が必要だなと思うのは、やっぱり子供たちを守りたいという思いがあります。一定数性の多様性を理解していただけない方もきっといらっしゃると思いますが、子どもたちがそのままで生きていいんだというのを那覇市は応援しているんだというのを表したいというところで、条例を作りたいという事です。

なので、制定後には教育委員会とも連携していきたいと思います。

新垣会長

条例ができるとそれが根拠となって、これは皆さんの責務ですよというのをちゃんと言えますので、条例を根拠としてこういう事をやっていますといえるのができるのはやはり強いと思います。

玉城副会長

人をしばる条例というよりは、罰則規定を設けてしまうと、やっぱりこの業界怖いよね 近づきたくないな そういう感覚を生んでしまうんじゃないかというのもあります。今の若者は SDG s の授業の時も L G B T Qが一番関心度高いというのがあって、何も性の多様性がある方を理解したいというよりも、自分自身を見つめる、いろんな性を持った方々から自分を反映して、自分はいったい何者な

んだろうと、みんなそれぞれ向き合ういい材料だなと、SDG s の時に学生の向き 合う姿をみて思っていました。性の芽生えをする幼稚園、保育園くらいから、特 に男女の色分けとか、教育の中で生まれる性差がすごく強いから、そういう教育 をもっと幼稚園以下のレベル保育園でぜひ始めさせて欲しいという事で、名桜 大学生が沖縄県に提言をして、教育のプログラムをぜひ作らせて欲しいという 活動もありましたし、学校教育の中でしっかりと学ぶことによって若い世代に とって、これが当たり前になっていくというのを作っていく。豊見城市が男女の 不平等な差別意識がどこから芽生えるかというのを意識調査した時に、中学生 ということがわかったんです。そこで、全中学校で性の多様性とか人権意識を学 ぶようなものを中学校のプログラムに入れましょうというこという事で、子ど もたちも参加していきながらどんな事をやった方がいいのかっていうのを考え ました。そこで出てきたアイデアが、みんなそれぞれ考え方が違うし、でもみん なを認め合えるように、アライ宣言もしたい人がするというような。みんなで宣 言しても尊重し合えるような教育の仕組みを作りたいよねって中学生から出て きた時にとても素晴らしいなと思いました。幼稚園以下のレベルでまず何がで きるのか、思春期の中学生、高校生で何ができるのかという 各世代の仕組みが 那覇市として作られていくと良いですね。企業は宣言をすることで、この企業に 入りたいと LGBTQ宣言やSDGs宣言をしている企業とかっていうのは 学生にとってホワイトなイメージがあるので、そこに関わりたい、働きたいとな るので、みんなが宣言をしていってもうこれが当たり前だよねといった社会づ くり。条例で人をしばるというよりは、みんなで宣言していけるような社会の方 が那覇市のレインボー宣言した背景からしてもいいのかなっていう風に思いま す。

事務局

大学生でもそういう講座があるのでしょうか?

玉城副会長

LGBTQというよりは、SDGsで4大学で講座をしているんですけれども一番自分たちで課題みつけて何かプロジェクトに取り組んでごらんっていった時に一番多い課題設定が、LGBTQの方々をもっと住みやすい社会を作りたいというのが本当に一番多い課題設定になっています。なぜここまでの意識になるのかと思いますが

多分いろんなニュース等をみて、困っている人たちがこんなにいるんだという 意識が高いのかなと思う。これは沖縄だけではなく、全国的にみても同じ。それ は、学生自身にとっても自分自身の在り方を考えるきっかけになっているのか と思います。校則や、○○らしさの押し付けとか、そこに向き合いながら、多様 な学びを学生はやっているし、プロジェクトも作っているから、大学生って今そ ういう意識なのかなと彼らから学んでいます。

髙倉委員

リクエストといいますか。条例がそもそも何のためにあるのかということなんですけど、人権的な意味で言ったらピンクドット沖縄という活動の一番の最終目標が同性婚の実現なんですね。同性婚が今、訴訟が色々おこっていて、違憲とか違憲状態とかという話が増えてきていて、今後は G7 に合わせて同性婚の実現がいよいよ現実化してくるのかなと思うのと、この条例自体も最終目標は同性

婚があれば、そもそも性の多様性を尊重するという前段の話より最高峰な問題なので、それに沿った形の条例 今から同性婚の実現を日本がしてくというような足並みがそろいやすいような条例をちょっと加味していただいたほうがよりいいのではないかと思っております。条例だけで終わらせるのももったいないですし、ゆくゆくは同性婚の実現ということが日本で起こりやすいような制定をしていただきたいなと思っております。

新垣会長

ありがとうございます。

どうしてもパートナーシップ・ファミリーシップというのが先に来てしまって、 要綱であるんですけれども、それを実行力持たせるための条例制定みたいな感 じのフレームで今きているのかなと。高倉委員が言うようにもっと上の方を目 指しながらというところですよね。

髙倉委員

そうですね、パートナーシップとかファミリーシップは良い事ではあるんですけれども、後退しているんじゃないかというご意見もありますし、ファミリーシップはまだ3組ですよね。活用しようっていう当事者の方があまりいらっしゃらない、そう思わないという当事者のご意見も聞いたことがあったものですから、それよりは同性婚があったらすべては解決するんだけどねというような意見が大多数になるものですから、皆さんで知恵を出し合ってその取組のひとつにこういう条例があるということで紐づけをしていただきたいなと思います。

平良委員

同性婚の制度ができたとしても、おそらく差別意識みたいなところは別だと思っていて、南アフリカとかでは同性婚は合法化されたけど同性愛であることを理由に殺人事件が起きたりというのもあるので、この中ではそういった差別行為やヘイトスピーチに関してどうするみたいなのは盛り込んでおいたほうがいいとは思っています。罰則規定ではないにしろ、ヘイトスピーチ解消法みたいなものが。結局、制度ができるということと、人の意識が変わるというのは、こっちができたらこっちが自動的にというわけでもないと思うので。人権を守るという目的でこの条例を作るのであれば人権侵害になっているであろう差別行為みたいなところは何かしら触れておくべきかと思います。それが国で憲法で同性婚というのがあるのと、条例としてこの地域に対してどういう効力を発揮するかというのはどっちもうまく回っていくためには必要かと思います。

新垣会長

婚姻関係の話は同性婚で解決していくのでしょうけど、それだけではないという事ですよね。

野崎委員

平良委員と意見は一緒で。高倉委員がおっしゃったのは、似てる事例で選択的夫婦別姓なんですよね。法改正がなかなか進まないから通称使用をしようということで通称使用が世の中に拡大してきたと。で、拡大してきたんだけれども、今度はそれを理由にして法改正しなくてもいいんじゃないかという意見がかなり出てきていて、20年前30年前に通称使用だけでも先にっていう事で一生懸命頑張られた方々が自分たちのせいでむしろ選択的夫婦別姓が進まないんじゃないかという事で非常に苦しんでいるという話を聞く事もあるので、高倉委員が懸

念されているのはそこもあるのかなという感じを受けました。

そうであれば、いなべ市の条例にもパートナーシップのことは書いてありますが、その位置づけを改めて「同性婚が認められるまでの間は」とかですね、条例の中だけではなく、付則の中とか、どこかしらに入れておくという工夫をしながら最終目的がここではないというか、そういう事かなと思います。

で、平良委員が言った通り、差別というのは、もう、なくならないもの。減らすことは努力でできても完全になくすという事はなかなか難しくて、差別的な行動と差別的な思想とわけて考えないといけないんですが、差別を思想の部分まで完全になくすというと、思想を統制することにもなりますので、もしかすると、20年度50年後は性的な多様性を認めないという考えの方が少数派になってくるかもしれない。その時の少数者の思想の自由というのは、ある程度保障していかないといけないものなので、そういう意味でも先ほどの事務局からの説明にあるように市としての姿勢を示すというところが大事だし、そこを中心にやっていくというのは良いかなと思います。

新垣会長

初回からヒートアップしたというか、内容に入っていくような話で今後が楽し みになってきましたが、宮良委員から何かありますか。

宮良委員

直接的な事ではないですが、性の多様性という事を考えるときに、男女共同参画の指標にしてもそうなんですけれど、「男」か「女」かというのをアンケートではチェック入れてもらって今指標をとられていると思いますが、将来的には自己矛盾を内在しているのかなと今までの話を聞いて思っていて、今後どうしていくのかなと思いました。

髙倉委員

男女共同参画っていう言葉自体なくなるかもしれないですね、今後は。 男・女で区別されているので。

野崎委員

アンケートは「どちらでもない」とか「答えたくない」とかそういう感じでとっていかれるのかとは思いますが。まだそうなってはいないのか。

事務局

市民意識調査は、そうなっています。

今後、那覇市で行うアンケートは「どちらでもない」という選択肢は必要かと思います。今後、第5次参画計画を作る時もアンケートを取る事になりますので、 その時は気を付けて進めていきたい思います。

新垣会長

先ほど事務局から追加資料としてあった、県の令和 3 年男女共同参画県民意識調査の中に性の多様性が入ったのは、あれが初めてなんですよね。

皆さんもご指摘のとおり、男女共同参画という概念自体が破綻してきているからこそ、いろんなところでこういった条例改正が行われてきているという。だからといって今はどうみても男性中心の社会で様々な課題が発生しているというのはありますからそのフレームが完全に外れるかというとそういう事ではない。ですから両方が今やっぱり必要なのかなという事だと思います。

野崎委員

計画については、報告事項という事なのでそれでよいのですけれども、例えば先ほどの審議会の委員数が多いのに女性委員が少ないところの部署に対して何かこう連絡をするとかという事はできるのであればやった方がいいのかなと思います。那覇市防災会議もそうですし、農業委員会とかそういうところにはもう少し頑張っていただきたいという声がありましたという事を。

新垣会長

推進本部で共有されるんですよね この議事録は。

事務局

そうですね。

玉城副会長

沖縄県ではもう一度考えてくださいと差し戻しをしているそうです。そうする 事で次につながる、数字が上がるという事だそうです。

新垣会長

ありがとうございます。それでは進行を事務局の方にお返しします。

事務局

ありがとうございました。次回の会議の開催は1月21日(火)14:00~16:00を予定しています。会場は、なは市民協働プラザ内なは女性センターになりますので、また追って事務局よりご連絡いたします。

次回は事務局で作成した骨子案を審議していただく予定となっておりますので よろしくお願いいたします。

これをもちまして、令和6年度第1回那覇市男女共同参画会議を終了します。